労働者協同組合法の解説

堀法律事務所 弁護士 福田 隆行

自己紹介



弁護士 福田 隆行 堀法律事務所(港区虎ノ門)

【経歴】

1981年 生まれ

2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒

2007年 慶應義塾大学法科大学院修了 2008年 弁護士登録(登録番号38902)

第二東京弁護士会所属

【取扱分野】

一般企業法務

人事・労務、契約書作成・リーガルチェック、 不動産、債権回収、倒産処理など

<u>一般民事</u>

相続、離婚、交通事故、高齢者問題、不動産、債務整理など

【近著】

- ・「あなたが変える裁判員制度~市民からみた司法参加の現在 (いま)」(同時代社)
- •「協同労働入門」(経営書院)



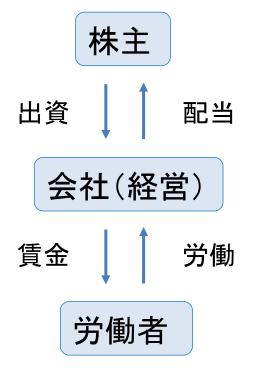




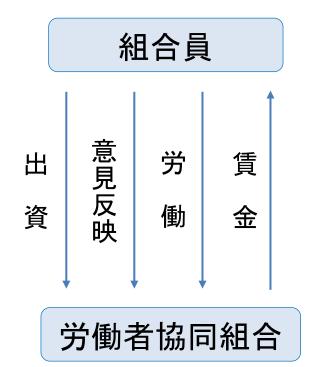
「協同労働入門」 Amazon販売ページ

1 労働者協同組合の特徴

【株式会社】



【労働者協同組合】



2 基本原理・運営の原則

(1) 基本原理

- ①組合員が出資すること(出資原則)
- ②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること(意見反映原則)
- ③組合員が組合の行う事業に従事すること(従事原則)



持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする

(2) 組合要件

- ①組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- ②組合員との間で労働契約を締結すること
- ③組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること
- ④組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有 すること
- ⑤剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと

2 基本原理・運営の原則

(3) 非営利法人

組合は、営利を目的として事業を行うことができない

- (4) 名称
 - •名称中に「労働者協同組合」という文字を用いなければならない
 - ・不正の目的による名称使用の禁止
- (5) その他の遵守事項

組合は、その事業によって組合員に直接の奉仕をすることを目的とする



特定の組合員の利益のみを目的として事業を行うこと、特定の政党のために利用することはできない

(6) 都道府県知事による監督

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の監督を受ける

3 事業

(1) 事業の目的

持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、事業を行う



この目的に適う事業であれば、原則として自由に行うことができる

(2) 労働者派遣事業の禁止

労働者協同組合は、労働者派遣事業を行うことができない

✔ 組合の基本原理である従事原則に反するため

労働者協同組合

4 組合員

(1) 資格

定款で定める個人(法人は組合員になれない)

(2) 出資義務

組合員は、出資1口以上を有しなければならない (出資せずに組合員になれない)

- ※出資1口の金額は均一でなければならない
- ※組合員が3人超の組合は一組合員の出資口数が出資総口数の100分の25を超えられない

従事原則

※組合員の責任は、その出資額が限度

③ 議決権・選挙権

組合員は、各1個の議決権と選挙権を有する(出資口数にかかわらず平等)

(4) 加入

組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない

出資原則

組合要件

4 組合員



(5) 労働契約の締結義務

組合は、その事業に従事する組合員との間で、労働契約を締結しなければならない

- ※労働契約を締結する組合員は、総組合員の議決権の過半数を保有しなければならない
- ※労働契約を締結した組合員全員には、労働関係法規が基本的に適用される

以下の点に留意する必要(令4・5・27雇均発0527第1号)

- ①組合員の賃金、事業に従事する時間等について労働関係法規を遵守すること
- ②組合員と期間の定めのある労働契約を締結する場合、パートタイム・有期雇用労働法等の労働関係法令が適用されること
- ③組合員に対し、社会保険等の加入等、労働契約の締結を踏まえた必要な措置を講ずること



- ①組合の業務を執行する組合員(代表理事)
- ②理事の職務のみを行う組合員(専務理事)
- ③監事である組合員

労働契約を締結する必要はない

4 組合員

従事原則

- (6) 事業への従事
 - ア 5分の4要件

総組合員の5分の4以上の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない

イ 4分の3要件

組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければならない

(7) 脱退

組合要件

ア 自由脱退

90日前までに予告することで、事業年度末において脱退可能

- イ 法定脱退
 - ①組合員たる資格の喪失
 - ②死亡
 - ③除名
 - i 長期にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
 - ii 出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員
 - iii その他定款で定める事由に該当する組合員

従事原則

出資原則

労働者協同組合

5 設立

発起人

・組合員になろうとする3人以上の者



定款等必要書類作成

•定款、事業計画等



創立総会の公告

・開催日の少なくとも2週間前までに、日時、場所、定款案を公告



創立総会開催

- ・定款の承認、事業計画の設定、その他設立に必要な事項の決定
- ・役員の選出(理事3人以上、監事1人以上)



出資の第1回の払込み

・出資1口につき、その金額の4分の1を下回ってはならない



設立の登記

- ・主たる事務所の所在地において設立の登記をする
- ・設立の登記をすることにより労働者協同組合は成立する



成立の届出

- ・成立の日から2週間以内に、都道府県知事に届出
- 行政庁の認可、認証は不要(準則主義)

6 役員

(1) 種類

3人以上の理事と1人以上の監事を置かなければならない

ア 理事

- ・理事会を組織し、個別具体的な業務執行について決定する
- 組合員でなければならない(外部理事は認められていない)

イ 監事

- 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する
- ・理事又は組合の使用人との兼職ができない
- ・組合員の総数が1,000人を超える場合、1人以上の外部監事を置かなければならない

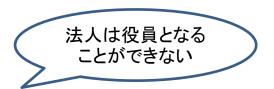
ウ代表理事

- 組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する
- 理事の中から選定する

(2) 任期

- ・理事は、2年以内において定款で定める期間
- ・監事は、4年以内において定款で定める期間

それぞれ、定款により、任期中の最終の決算期 に関する通常総会の終結時まで伸長可



機関

種類

総会

理事会

総会

理事会

組合員監査会

総会

総代会

理事会

代表理事

理事

監事

代表理事

理事

代表理事

理事

監事

7 機関

(2) 総会

全ての組合員で組織する、組合における最高意思決定機関

(3) 理事会

全ての理事で組織する、組合の業務執行を決する機関

(4) 組合員監査会

組合員の総数が<u>20人を超えない組合</u>は、定款で定めるところにより、<u>監事に代えて</u>、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会を置くことができる

※監査会を組織する組合員(監査会員)は3人以上でなければならない

(5) 総代会

組合員の総数が<u>200人を超える組合</u>は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる

- ※総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住居等に応じて公平に選挙する
- ※総代の定員は、組合員の総数の10分の1(2,000人を超える組合は200人)を下回ってはならない

8 計算

(1) 準備金

定款で定める額に達するまでは、<u>毎事業年度の剰余金の10分の1以上</u>を準備金として積み立てなければならない

- ※定款で定める額(上限額)は、出資総額の2分の1を下回ってはならない
- ※準備金は、損失の塡補に充てる場合を除いて、取り崩すことができない

(2) 就労創出等積立金

事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、<u>毎事業年度の剰余金の20分の1以上</u>を就労創出等積立金として積み立てなければならない

(3) 教育繰越金

組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、<u>毎事業年</u>度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならない

(4) 剰余金の配当

損失を塡補し、準備金、就労創出等積立金、教育繰越金を控除した後でなければ、剰余金の 配当をすることができない

※定款で定めるところにより、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う(従事分量配当)

事業作りの

健全な運営を

人作りのた めの資金

- ・労働者協同組合は、税法上普通法人として課税
- ・NPO法人が組織変更すると税負担が増える

組織変更の妨げになるとの 懸念



【労働者協同組合法等の一部を改正する法律】

①余剰金の配当が行われないこと、②残余財産について、組合員からの出資額を超える金額が国等へ帰属すること等が担保された組合(特定労働者協同組合)を創設し、都道府県知事から特定労働者協同組合としての認定を受けた組合は、公益法人等として税法上の優遇措置(収益事業から生じた所得以外の所得を非課税にすること等)が受けられることとされた。

(2022年6月13日成立、同年10月1日施行予定)

(1) 監事選任の特例

組合員の数にかかわらず、1人以上の外部監事を置く必要がある

- (2) 報酬規程等の作成
 - ・毎事業年度初めの3か月以内に報酬規程等を作成し、5年間備え置かなければならない
- (3) 剰余金配当の禁止
- (4) 残余財産の分配
 - ・残余財産は出資口数に応じて分配する
 - ・組合員に分配することができる金額は出資額が限度
 - 組合員に分配しても残余財産がある場合、国等に帰属する

労働者協同組合法施行時に現に存在する

- ①企業組合
- ②特定非営利活動法人(NPO法人)





施行日(2022年10月1日)から起算して3年以内に、その組織を変更して労働者協同組合になることができる

(1) 企業組合の組織変更

組織変更計画を作成して、総会の議決(総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の 2以上の多数による必要)により、その承認を受けなければならない

- •債権者保護手続
- ・組織変更に反対する組合員へ持分払戻
- ・組合員への出資割当 等

(2) 特定非営利活動法人(NPO法人)の組織変更

組織変更計画を作成して、社員総会の議決(総社員の4分の3以上の賛成が必要)により、その承認を受けなければならない

- ・組織変更に際しての出資の第1回払込み
- •債権者保護手続 等

ご静聴ありがとうございました

ご意見、ご質問等ございましたら、下記までご連絡下さい fukuda@fukuda-law.com

